

あなたのまちづくり、
応援します。

まちづくり団体支援事業

補助金交付団体を募集します。

町では、町内のまちづくり団体に補助金を交付する制度を行っています。「協働」をキーワードに、まちづくり活動を実施している団体をサポートします。「みんなで支え創造する私のふるさとさわやかな田園のまち・やぶき」を目指して頑張っているみなさん、ぜひこの制度をご利用ください！

1. 補助交付金額：年間30万円

補助金の額は、一団体につき、事業に要する経費の単年度で30万円を上限とします。ただし、以下の経費については対象となりません。

- ・団体の構成員に対する人件費
- ・会議および親睦に対する経費
- ・5万円を超える物品購入費
- ・宿泊を伴う研修費

その他にも、社会通念上適当でないと認められるものは除外されます。

2. 交付の対象となる団体

以下の要件をすべて満たす団体です。

- ・町内に活動拠点がある団体
- ・5人以上で構成される団体
- ・団体の規約などがあること

3. 交付の対象となる事業

交付の対象となる事業は以下のものです。なお、同一事業での交付は3回（3年度）を限度とします。

- ・町内でのまちづくり活動
- ・町外での矢吹町のPR活動

また、次に該当する場合は、交付の対象とはなりません。

- ・特定の個人または団体のみが利益を受ける事業
- ・他の助成制度で補助金が交付されている事業
- ・政治活動、宗教活動および営利活動を目的とする事業
- ・法令に違反する事業
- ・交付制度の趣旨に反する事業

4. 申請期限・申請方法など

平成22年度の申請期限および申請方法は、次のとおりです。

- (1) 申請期限…平成22年5月31日(月)
※申請開始は4月1日(木)からです。

(2) 申請方法
…①まちづくり団体支援事業企画提案書、②事業提案団体概要書、③団体の運営に関する規約など、④団体の会員名簿、その他PR資料を添え、企画経営課（役場2階）までご提出ください。（※①・②の様式は、企画経営課にあります。）

(3) 審査・決定について
…公共公益性、先進性、独創性、事業の効果などを審査し、補助金交付の可否を決定します（決定通知書を送付します。）。

行政区活動支援事業

町民と町が一体となって協働のまちづくりを推進するため、自分達の地域に関心を持ち、その地域の特色を生かした自主的な事業に要する経費に対して交付金を交付します。



◎30万円の交付金で、地区が抱えている問題を解決することができるかもしれません。地区の皆さんでこの機会に知恵を出し合ってみませんか？

交付金・対象

・交付金の額は、1事業当たり30万円を限度とし年1回交付します。ただし、食糧費・人夫賃金・財産取得費・備品購入費については基本的には認めません。

・交付対象団体 ⇒ 行政区又は行政区の連合体



交付対象事業

①まちづくり事業：地域振興や活性化のために自主的・主体的に取り組む事業

②建設資材支給事業：自主的に整備若しくは補修する道路、水路等にかかる資材等に要する経費

※事業は、単年度とし、同一事業への交付は3年を限度とする。（ただし、審査会で継続の必要性があると認めた場合は継続可）

交付対象外

- (1) 営利を目的とした収益事業
- (2) 宗教又は政治活動に関する事業
- (3) 他の補助制度等の助成対象となっている事業
- (4) 交付金の趣旨に反するもの



申請期限等

- (1) 申請期限 平成22年5月31日まで
(申請書などの関係書類や事業の内容が分かる簡易な図面等を添付)
- (2) 審査・決定 審査会で事業の公共性等を審査し、交付金交付の可否を決定します。



問合せ先 役場総務課まで
TEL：42-2111 FAX：42-2587
E-mail soumu@town.yabuki.fukushima.jp

子どもの医療費無料化を4月1日より小学6年生まで延長します！

<もう手続きはお済みでしょうか？>

矢吹町国民健康保険加入者 ●まだ保険証の修正がお済みでない方はお急ぎください。

対象者	平成22年度の小学2年生から小学6年生まで
方法	現在の保険証を修正してお使いいただきます。（まだ修正していない方は、保険証を持参のうえ役場保健福祉課までおいで下さい。）
注意	★修正していない保険証を使用すると、料金を請求されてしまいます。 ★乳幼児及び新1年生については、10月に新しい保険証が更新されるまで現在の保険証をお使い下さい。

社会保険等の医療保険加入者 ●新しい受給者証（オレンジ色）が届いたかご確認ください。

対象者	0歳から小学6年生まで
方法	0歳から小学2年生 新しい受給者証は3月末までに届くよう郵送しております。 ★旧受給者証は4月中旬に保健福祉課窓口へご返却下さい。 小学3年生から小学6年生 こども医療費受給資格登録申請書等を役場保健福祉課にお持ちください→資格審査・認定後随時受給者証を交付（郵送）しております。

☎ 矢吹町役場 保健福祉課 ☎ 44-2300

行政区の自主的な事業を応援します!!